

政務活動費ガイドライン 新旧対照表案

改正案	現 行
<p>5 政務活動費の支出の可否</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 自発的な運用基準の厳正化</p> <p>① 省略</p> <p>② 事務所費、事務費、人件費の支出上限設定</p> <p>事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。</p> <p>本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、<u>条例第4条各項に規定する政務活動費の額の2分の1</u>を超えて支出することはできないものとします。</p> <p>※ <u>上記の支出上限額の考え方は、政務活動費交付金の交付決定に係る期間の(事務所費+事務費+人件費)の合計額が条例第4条各項に規定する会派又は議員の政務活動費の額に当該交付決定に係る月数を乗じて得た額の2分の1を超えない範囲とします。</u></p> <p>ただし、目安としては<u>条例第4条各項に規定する1月当たりの政務活動費の額の2分の1</u>を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。</p> <p>なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。</p> <p>③、④ 省略</p>	<p>5 政務活動費の支出の可否</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 自発的な運用基準の厳正化</p> <p>① 省略</p> <p>② 事務所費、事務費、人件費の支出上限設定</p> <p>事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。</p> <p>本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、<u>交付額の2分の1</u>を超えて支出することはできないものとします。</p> <p>※ <u>政務活動費交付金の交付決定は、年間合計額で会派及び議員へ通知していますので、支出上限の考え方は(1年間の事務所費+1年間の事務費+1年間人件費)の合計額が会派又は議員への年間交付決定額の2分の1を超えない範囲とします。</u></p> <p>ただし、目安としては<u>交付月額</u>の2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。</p> <p>なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。</p> <p>③、④ 省略</p>